

衆議院法務委員会ニュース

平成 29.5.12 第 193 回国会第 16 号

5 月 12 日（金）、第 16 回の委員会が開かれました。

1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 64 号）

- ・金田法務大臣、盛山法務副大臣、岸外務副大臣、井野法務大臣政務官、三木財務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
- ・平口洋君外 4 名（自民、公明、維新）提出の修正案について、提出者松浪健太君（維新）から趣旨説明を聴取しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

赤澤亮正君（自民）

- ・テロを未然に防止する観点から、テロ等準備罪を新設し国際犯罪防止条約を締結する必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・金融活動作業部会（FATF）勧告を遵守するため、国際犯罪防止条約を締結する必要性について、財務大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・テロ等準備罪の新設により監視社会となる懸念があるとの意見があるが、テロ等準備罪の捜査のため通信傍受を行う実務上の必要性が認められるか否かについて、法務省の見解を伺いたい。

今野智博君（自民）

- ・国際犯罪防止条約には国外犯処罰に関する規定が置かれているが、この条約の規定に係る国内担保法の内容について、法務省の見解を伺いたい。
- ・本法案において刑法の一部を改正し、贈賄罪について国外犯処罰規定を設ける理由を伺いたい。
- ・テロ等準備罪について、計画の合意の手段は限定されていないが、メールやラインを閲覧しただけで計画に合意したと言えるのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・組織的な殺人の罪について無罪が確定した後に、同罪に係るテロ等準備罪で処罰される可能性はないのか、法務省の見解を伺いたい。

浜地雅一君（公明）

- ・国際組織犯罪防止条約第 5 条 1（a）（i）の「当該合意の内容を推進するための行為」について、現行法における予備罪の予備行為で足りるのか、外務省の見解を伺いたい。
- ・実行準備行為や計画の前にテロ等準備罪の任意捜査を行うことはできるのか、また、実行準備行為の前に同罪の

強制捜査を行うことはできるのか、法務省の見解を伺いたい。

- ・本法案第 7 条の 2 に規定する証人等買収罪が創設された場合、弁護人が証人との打合せの際に飲み物を提供すると同罪が成立する可能性があり、弁護活動が萎縮することになるとの指摘について、法務省の見解を伺いたい。

山尾志桜里君（民進）

- ・去る 5 月 8 日の予算委員会において、法務大臣は、共謀罪の嫌疑で告発があった場合、告発の内容を検討して嫌疑の有無を決める旨の答弁をしているが、捜査の前段階で、嫌疑があるかどうかの検討あるいは調査という警察活動を行う際に、警察が尾行、張り込み、聞き込みなどを行うことは合法なのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・一般市民は嫌疑があるかどうかの検討あるいは調査の対象にはなるのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ある人の行為が花見であるのか、実行準備行為としての関係場所の下見であるのかを判断するのは、その人の持ち物によるとのことであるが、その人が何を持っているのかをどのように把握するのか、伺いたい。
- ・法務大臣が嫌疑がかかる人は一般人ではないと答弁したことを踏まえると、一度、共謀罪の嫌疑がかかった場合は、その後、嫌疑が晴れたとしても、一般市民ではないということになってしまうのではないのか、法務大臣の見解を伺いたい。

逢坂誠二君（民進）

- ・昨日、羽田空港ターミナル上陸審査事務室において上陸審査を受けていたインドネシア人が、上陸許可を受けずに上陸審査ブースをすり抜けて逃亡した事案があったが、水際対策とかテロ対策と言われている中で起きてはならないことであり、このような事案が生ずるのは遺憾であると考えているが、この事案についての概要及び法務大臣の

見解を伺いたい。

- ・公共の安全と秩序の維持の観点から必要があると判断すれば、具体的な犯罪がない場合でも、警察の公安部門が、本法案の組織的犯罪集団の疑いがあるものについての情報収集活動を行うことは違法にならないのかどうか、警察庁に伺いたい。
- ・テロ等準備罪は277の罪を新設するものであり、刑法の原則を大転換するものであると考えるが、法務大臣はそのような認識を持っているのか。

階 猛君 (民進)

- ・本日午前の本委員会の質疑で、国際組織犯罪防止条約第5条の1(a)(i)の「合意の内容を推進するための行為」は、未遂に至らない何らかの行為を指す旨の答弁が外務省の政府参考人からあったが、この推進行為には刑法上の予備行為あるいは準備行為は含まれるのか否か、外務副大臣に伺いたい。
- ・同条約の「合意の内容を推進するための行為」について、予備とすることは許されないとしているが、それは純粋に条約の文言の解釈ではなく政策判断ではないのか、外務副大臣に伺いたい。
- ・テロ等準備罪において、犯罪が計画段階であり実行準備行為が行われるか分からない状況で任意捜査が行われるとすれば、刑事訴訟法第189条第2項の「犯罪があると思料するとき」という規定にも違反し許されないと考えるが、これに対する法務省の見解を伺いたい。

枝野幸男君 (民進)

- ・テロ等準備罪は二人以上の計画が要件とされているが、犯罪を遂行する団体が組織的犯罪集団であることを認識している者と認識していない者の二人で計画した場合、認識していない者についてはテロ等準備罪が成立せず、認識している者のみテロ等準備罪が成立するケースがあり得るということによろしいか、法務省に伺いたい。
- ・テロ等準備罪の主体は身分犯ではないとの政府答弁があったが、そうすると、組織的犯罪集団の構成員ではない一般の方々がテロ等準備罪の教唆犯又は幫助犯に当たるケースがあり得るのか、法務省に伺いたい。
- ・本法案第6条の2第2項について、団体が組織的犯罪集団に当たることの認識がテロ等準備罪の行為者に必要か、また、組織的犯罪集団と行為者との間で意思の疎通は必要か、法務省に伺いたい。
- ・組織的犯罪集団による犯罪より、リーダーが単独で犯罪の計画をたて上意下達でその犯罪の実行を命令する団体による犯罪の方が実行の危険性は高いと思うが、強盗のテロ等準備罪の法定刑が5年以下なのに、組織的犯罪集団ではない団体による強盗予備罪の法定刑が2年以下なのは、テロ等準備罪と予備罪の危険性の比較や犯罪実行

の危険性の比較の両方の観点から不均衡だと思うが、法務省の見解を伺いたい。

- ・犯罪の実行に着手しても中止をした場合は中止犯として必要的減免の対象となるのに、テロ等準備罪の場合は、自首をしない限り必要的減免とならないのは不均衡で、必要的減免を受けるために犯罪の実行の着手にまで及んでしまうのではないかと危惧するが、法務省の見解を伺いたい。
- ・組織的犯罪集団は、組織的犯罪処罰法第2条第1項により、団体としての継続性が要件とされているが、ある団体の一部が臨時的に犯罪を犯すことを目的に集まった場合、当該団体の一部を組織的犯罪集団と認定するために継続性をどのように認定するのか、法務省の見解を伺いたい。

畑野君 枝君 (共産)

- ・国際組織犯罪防止条約の締結によって、他の締約国とどのような連携強化が図られるようになるのか、外務副大臣に伺いたい。
- ・刑事処罰は、保護法益の侵害が現実的に起こり得る場合に認められることが刑法の大原則であると考え、堀越事件に係る平成24年12月7日の最高裁判所の無罪判決についての法務大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・国際組織犯罪防止条約第5条1(a)(i)の中の合意の内容を推進するための行為については、現行の予備罪でも同条約の要望を満たしていると考え、外務省の見解を伺いたい。

藤野保史君 (共産)

- ・平成24年を境に憲法や平等をテーマとする催しの後援申請を自治体が断る件数が増加傾向にあるなどとする報道があり、これは安倍政権の姿勢が反映されたものであると考え、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・平成25年12月に閣議決定した「世界一安全な日本」創造戦略で仮装身分捜査の導入を検討するとされていることを踏まえると、今回の共謀罪が新設されると、会話傍受や仮装身分捜査などの新たな捜査手法を導入する動きが強まると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・政治的言論への参加のインセンティブが小さいという事実から、法的制裁の予告による萎縮は大きく働くため、共謀罪の新設によって言論が委縮し、民主主義が縮小すると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

松浪健太君 (維新)

- ・自民、公明及び維新から提出する修正案におけるテロ等準備罪に係る被疑者の取調べその他の捜査の適正の確保に関する配慮義務の追加は、同案が成立すれば、捜査当

局において、その趣旨を踏まえた運用が行われることを確認したい。

- ・携帯電話等の加入者識別番号（IMS I）を取得する機器（IMS I キャッチャー）などプライバシーの侵害のおそれがある機器について、その使用等に関するガイドライン等を定め、規制すべきではないかと考えるが、法

務大臣の見解を伺いたい。

- ・テロ等準備罪を取調べの録音・録画制度の対象とした場合、対象事件ではない窃盗による逮捕・勾留中にテロ等準備罪について取調べを行うとき、あるいは、窃盗で逮捕後、テロ等準備罪で再逮捕したときに捜査現場ではどのような対応を行うこととなるのか、法務省に伺いたい。

2 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（階猛君外2名提出、衆法第17号）

- ・提出者逢坂誠二君（民進）から提案理由の説明を聴取しました。

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（階猛君外2名提出、衆法第17号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。